

専門学校公務員ゼミナール
成績評価・単位認定・卒業の認定等に関する規程

令和2年4月1日制定

令和3年4月1日改定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、専門学校公務員ゼミナールにおける試験、成績評価、単位認定、卒業の認定等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(期間)

第2条 成績評価及び単位認定の期間は、各学科、次のとおりとする。

- | | | |
|---------|----------|----------------|
| (1) 特別科 | インプット期 | (11月1日～3月31日) |
| | アウトプットⅠ期 | (4月1日～7月第2週) |
| | アウトプットⅡ期 | (7月第3週～10月31日) |
| (2) 速成科 | 前期 | (4月1日～10月31日) |
| | 後期 | (11月1日～3月31日) |
| (3) 本科 | 前期 | (4月1日～10月31日) |
| | 後期 | (11月1日～3月31日) |

第2章 試験

(試験)

第3条 試験は、学期末のほかに期日を定めて定期的に行うことができる。

- 2 試験は、筆記試験、口述試験とする。ただし、指示されたレポートの提出によって、これに代えることがある。

(試験の区分等)

第4条 試験は、定期試験、追試験及び再試験とする。

(定期試験)

第5条 定期試験は、それぞれ期日を定めて行う。

- 2 病気、忌引き、自然災害、就職試験等のやむをえない事由により定期試験を欠席する場合は、当該試験日時の前日までに受験できない理由を本校へ届出なければならない。ただし、連絡が不可能な場合は、当該試験の終了後3日以内に受験できなかった理由を本校へ届出なければならない。
- 3 前項の届出を行わなかった者については、単位を放棄したものとみなす。

(追試験)

第6条 病欠、忌引き、感染症による出席停止、就職試験等のやむを得ない事由により定期試験を受験しなかった者については、その事由を証明した者の願出により追試験を行う。

2 追試験願出の期間は、原則として試験の最終日から一週間以内とする。

3 追試験を理由なく欠席した者は、単位を放棄したものとみなす。

(再試験)

第7条 成績評価により不合格となった科目については、単位取得を再認定するために再試験を行うことができる。

2 再試験を理由なく欠席した者は、単位を放棄したものとみなす。

第3章 成績評価

(成績評価)

第8条 履修した科目の成績評価は、試験の成績及び授業成績等を総合考慮して100点法により行う。

2 成績評価は、A、B、C、Dの評語で表示し、次の基準によるものとする。

(1) A 100点～80点

(2) B 79点～70点

(3) C 69点～60点

(4) D 59点以下

3 前項の基準により、C以上の成績評価を得たものを合格とし、Dを不合格とする。

(再試験の成績評価)

第9条 単位取得を再認定するために再試験を受験した科目の成績評価は、100点法による60点を最高とする。

(その他成績評価)

第10条 2次試験対策、ビジネス実務、卒業研究等の科目の成績については、第8条の規定にかかわらず、合格、不合格の評語をもって評価することができる。

(グレード・ポイント・アベレージ制度)

第11条 履修科目の総合評価を総合的に判断する指標として、履修科目の成績の平均値、グレード・ポイント・アベレージ（以下「GPA」という。）により評価を行う。

2 GPAによる評価は、成績評価に対してグレード・ポイント（以下「GP」という。）を与え、その点数に各科目の単位数を掛け、その総和を履修した授業科目の総単位数で割って得られる1単位当たりの平均ポイントとする。

3 GPは、それぞれ次のとおり付与する。

G P	成績
3	A
2	B
1	C
0	D

4 G P Aは、学生の学習指導、卒業判定等の基準として活用する。

第4章 単位取得の認定

(単位)

第12条 各授業科目の単位数を定めるに当たっては、15単位時間以上30単位時間未満の授業をもって、1単位とする。

(単位取得)

第13条 科目の成績評価が、第8条に規定する「C」以上の者について、当該科目の担当教員が単位取得を認定する。ただし、第10条の規定により成績評価を行う場合においては、「合格」と評価された者について、単位取得を認定する。

(単位取得の再認定)

第14条 科目を履修したが成績評価により不合格となった者については、その者の願出により再試験等を行うことで単位取得の再認定を行うことができる。

(本校以外の教育施設等における学修)

第15条 本校以外の教育施設等における学修において取得した単位は、校長の承認を得て、本校における授業科目の履修により取得した単位とみなすことができる。入学前に行った学習も同様とする。

2 前項により当該専門課程における授業科目の履修とみなすことができる単位数は、15単位を超えないものとする。

第5章 課程修了の認定

(課程修了の方針)

第16条 本校の課程修了の認定は、学則及び別に定めるディプロマポリシーに基づいて行う。

2 教員で構成される課程修了認定会議において課程の修了が認められた者について、校長が課程修了の認定を行う。

(課程修了の要件)

第17条 公務員本科、公務員速成科及び公務員特別科に在籍する学生が前条第2項の課程修了認定会議

において課程の修了が認められるには、次の要件を満たさなければならない。

(1)学則に定める当該学科所定の科目に対し単位認定を受けている者

(2)出席すべき日数の3分の2以上の出席

2 公務員本科(通信)及び公務員特別科(通信)に在籍する学生が前条第2項の課程修了認定会議において課程の修了が認められるには、次の要件を満たさなければならない。

(1)学則に定める当該学科所定の科目に対し30単位以上の単位認定を受けている者

(2)対面授業の授業時数が120単位時間以上である者

第6章 再履修

(再履修)

第18条 文化教養専門課程本科に在籍する者で課程の修了が認められた者は、本人の申出により修了年の4月1日～10月31日まで聴講生として在籍期間を延長することができる。

(手続き)

第19条 本校の再履修手続きは次のとおりとする。

- 1 再履修しようとする者に対して再履修試験を行い、100点法で80点以上の者に再履修を許可する。
- 2 再履修試験において80点未満の者に対して、その者の願出により再々履修試験を行うことができる。
- 3 再履修を許可された者は、本校の定める再履修願書に必要事項を記載して、指定期日までに提出しなければならない。
- 4 再履修願書提出後、指定期日までに別に定める受講料を納入しなければならない。

第7章 雑則

第20条 この規定に定めるもののほか、試験、単位の認定及び成績評価等に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規定は、令和2年4月1日から施行する。

この規定は、令和3年4月1日から施行する。